



館山市マスコットキャラクター  
© studio crocodile・館山市

# たてやま 農業委員会だより



## あぐり人

No.5

りょうひろき  
**梁寛樹**さん

南国パッションフルーツ栽培

※「あぐり人」では、頑張っている農業者を毎号紹介していきます。

### 農業で新しいライフスタイルを確立させる

私は、平成24年に就農し、パッションフルーツを栽培しています。休耕地を借り受けたハウスの農園で作っています。つる性の植物で、寒さに強いため、気温5〜6度でも越冬が可能です。「農業を変える、農業でライフスタイルを確立させる」をモットーに品質にこだわったものを生産しています。

都内のマルシェやオンラインショップで販路を開拓しています。現在栽培している品種はルビースター、サマークワイ



ンが源となっています。

成長した苗は3メートル間隔で植えています。通常収穫は落果したものを拾いますが、RYO, S FARMでは樹上で採るために一つずつクリップ止めしているので傷が付きません。

年間を通して出荷するため、7月〜10月と12月〜3月の年2回収穫できるようにしています。

### パッションフルーツの既

### 成概念を変えたい

以前は東京のメーカーでマーケティング・広報の仕事をしていました。前職の経験よりプレスリリース、マーケティングのノウハウ、東京で培った人脈が活かしています。

直接消費者に販売する等により、収益を上げる工夫をして

います。その甲斐あって、売上げが徐々に伸びています。果実は一つひとつ丁寧に栽培、収穫しています。今までは違う味、パッションフルーツの既成概念を変えたいと思っています。

無農薬で病害虫に強い果実を作っていくことに力を入れています。今夏、無農薬栽培を達成しました。

今後品質へのこだわりを大切に、RYO, S FARMのパッションフルーツをブランド化したいと考えています。



「大粒で甘いのが特徴です」

【プロフィール】  
30歳。RYO, S FARM園主で、南国イメーজのあるパッションフルーツを栽培。農作業の間を縫ってサーフィンを楽しむ。元地域おこし協力隊員。

## ★新委員紹介

平成28年より委員になった方々をご紹介します。土地改良区からは羽山榮氏、農業共済からは小澤勝洋氏、農業協同組合からは高橋實氏が選任されました。



羽山 榮 委員  
平成28年1月4日～  
安房中央土地改良区選任



小澤勝洋 委員  
平成28年3月3日～  
ぼうそう農業共済組合選任



高橋 實 委員  
平成28年3月29日～  
安房農業協同組合選任

### 農地パトロールを実施しています

農業委員会では遊休農地の解消、違反転用の発生防止と早期発見のため、農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。

9月から10月にかけて、農業委員が各地区を巡回します。場合によっては、皆さんの農地に立ち入ったり、お話を伺うこともあります。

また、調査後には農地の活用に向けた取り組みを進めるため、遊休農地の所有者等を対象に「利用意向調査」を実施します。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

【農地の違反転用】 農地法の許可を受けず農地を農地以外のものにすること  
罰則 3年以下の懲役、又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下）

### 農業者年金に加入しましょう！ しっかり積み立て、安心して豊かな老後を



#### ① 農業者なら広く加入できます

国民年金の1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。

#### ② 少子高齢化時代に強い積立式年金

自ら納めた保険料とその運用収入を基にして年金額が決まる積立式（確定拠出型）年金です。

#### ③ 保険料の額は自由に選択

保険料を月額2万円～6万7千円までの千円単位で自由に決められ、いつでも見直しができます。

#### ④ 終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給されます。80歳前に亡くなった場合でも、遺族に死亡一時金が支給されます。

#### ⑤ 税制上の優遇措置

保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

#### ⑥ 保険料の国庫補助制度

認定農業者で青色申告者など、一定の要件を満たす人には、月額最高1万円の保険料補助があります。  
詳しい内容は農業委員会までお問い合わせください。（☎ 22-3539）

## ★農地の売買、貸借は許可が必要です

— 農業委員会にご相談下さい —

### ◆許可が必要な理由

農地は食料の生産基盤です。農地の権利移動は、農地法によって一定の規制がかけられています。耕作目的で農地又は採草放牧地を売買、貸借する場合には農業委員会の許可を受ける必要があります。

### ◆許可なく売買した場合

許可を受けずに農地を取得して代金を支払ったとしても、所有権移転等の登記はできません。違反した場合は法律により罰せられます。

### ◆許可を受けるための要件

- ①すべての農地を効率的に耕作していること。(耕作放棄地が無いこと)
- ②法人の場合は農地所有適格法人(農業生産法人)であること。  
(貸借は一般法人も可)
- ③農作業に常時従事していること。(年間150日以上)
- ④農地取得後の経営農地面積が※下限面積以上になること。
- ⑤今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

これらすべての要件を満たしている農業者でしたら売買等が可能になります。

※下限面積とは、取得する農地と合わせた経営面積が一定以上必要とする面積です。

館山市の場合、取得する農地の所在する地区によって異なります。

神戸,館野,九重地区	館山,北条,那古,船形,豊房地区	西岬,富崎地区
50a	40a	20a



### ◆手続きの方法

- \* 農業委員会にご相談ください。農地の権利取得が可能かどうかなどをお調べいたします。
- \* 申請時の添付書類等につきましてもご説明いたします。【連絡先電話番号 0470-22-3539】
- \* 毎月の申請締切日は10日です。土日・祝日と重なる場合はその前日です。
- \* 貸借の場合、農業経営基盤強化促進法(利用集積)の利用権の設定もありますのでご相談下さい。

## ★農地等を相続した時は届出が必要です

### ◆農地を相続した時

相続により農地等の権利を取得した方は農業委員会に届け出てください。

届出に必要な添付書類は、農地を相続し登記が完了したことが分かる書面(登記申請書の写し及び登記完了証の写し)です。



# 皆さんの農地を生きましょう!



## 【農地中間管理事業の仕組み】（農業振興地域の農地に限ります）

農地を貸したい  
なあ・・・

**借受け**

出し手

**農地中間管理機構**

- ①農地を借り受けます
- ②担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます
- ③必要に応じて、農地の利用条件を改善します

(公社) 千葉県園芸協会

よし、  
規模拡大しよう!

**貸付け**

担い手

**協力金の内容**

- ①地域集積協力金（地域）  
集落などの農地をまとめて（2割超）  
機構へ貸した場合 1.5～2.7万円/10a
- ②経営転換協力金（個人）  
離農又は畑に専念するため水田等の部門をやめ、その農地を機構へ貸した場合  
貸付面積に応じて 5～70万円/戸
- ③耕作者集積協力金（個人）  
連続する2筆以上の農地などを機構へ貸した場合 1万円/10a



### 【申込み・問合せ】

農水産課 ☎ 22-3396

千葉県園芸協会 ☎ 043-223-3005

**編集後記**

水田では黄金色の稲穂が稔り、刈りシーズンが始まる「新米の季節」です。早場米もありますが、稔りといえばやはり今が旬。米作りに直接携わる者はもちろんのこと、新米ということばの響きは心はずむ思いがあります。

農家にとって秋は、活気あふれる季節でもあります。農作業事故には十分注意していただき、実り豊かな秋を迎えられることを願っています。

編集委員 加藤 悟

**全国農業新聞**

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

- 毎週金曜日発行
- 購読料1ヵ月700円
- 申込みは農業委員会事務局へ